

【地方消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の決算について】

地方消費税の税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増収額 1 1 3, 7 3 5 千円については、その全額を社会保障施策に要する経費の財源に充当いたしました。

[区分]

(歳入) 地方消費税の税率引き上げに伴う

地方消費税交付金の収入済額 1 1 3, 7 3 5 千円

(歳出) 社会保障施策に要する支出済額計 (一般会計) 1, 4 6 2, 0 6 8 千円

内訳	社会福祉事業	障害者福祉事業	2 6 0, 0 9 4 千円
		高齢者福祉事業	5, 6 9 6 千円
		児童福祉事業	5 7 5, 6 2 7 千円
	社会保険事業	介護保険事業	1 9 7, 4 4 1 千円
		国民健康保険事業	1 7 0, 8 1 9 千円
		後期高齢者医療事業	2 0 3, 0 8 5 千円
保健衛生事業	健康増進事業	1 6, 5 2 5 千円	
	予防接種事業	3 1, 8 7 7 千円	
	感染症予防対策事業	6 1 千円	
	健康づくり推進事業	8 4 3 千円	

うち一般財源分 7 9 0, 9 3 3 千円

のうち社会福祉事業に 1 1 3, 7 3 5 千円充当いたしました。

障害者福祉事業	障害福祉サービス事業のうち一般財源分に 5 6, 8 6 8 千円
児童福祉事業	保育所委託料支給事業のうち一般財源分に 3 2, 9 8 3 千円
	施設型給付費支給事業のうち一般財源分に 2 3, 8 8 4 千円